

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 8日

和歌山県知事 殿

提出者



住 所 和歌山県御坊市薗 116番地2
氏 名 ひだか病院
院長 尾崎 文教
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0738-22-1111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ひだか病院
事業場の所在地	和歌山県御坊市薗 116番地2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業【83】
② 事業の規模	病床数367床 (内一般病床263床 精神科病床100床 感染病床4床)
③ 従業員数	602人 (常勤442人 非常勤160人)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 ⇒ 保管 ⇒ 収集運搬 ⇒ 処分 (焼却) (委託) (委託)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

病院長（管理責任者）

施設管理課産業廃棄物管理担当者

処理責任者（排出部門所属長） 看護部門→各病棟看護師長—外来看護師長—手術室師長
 その他の部門→各科所属長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	168.37 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 医療行為・介護により発生するもので、感染の危険性を回避し安全性を重視すれば排出量の制御は難しいが、各職員の安全性・衛生面を考慮し、他の廃棄物との区別・分別を心がけ削減するよう周知する。 令和5年度は新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症に移行となり、確保病床数を削減させたことから排出量が大幅に減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	160.40 t	t
(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な物・固形状・泥状・液状 使用済み紙おむつを感染性廃棄物として処理 分別してバイオハザードマーク添付専用密閉容器に梱包して保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	168.37 t		t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t		t	
再生利用業者への 処理委託量	0 t		t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t		t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t		t	
(これまでに実施した取組)				
安全性・衛生面を考慮し、他の廃棄物との区別・分別を心がけ削減する よう心がける。				

(第5面)

		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物			
		全処理委託量		160.40 t			
		優良認定処理業者への処理委託量		0 t			
		再生利用業者への処理委託量		0 t			
		認定熱回収業者への処理委託量		0 t			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t			
②計画		(今後実施する予定の取組)					
現状の取組を継続する。							
【前年度（令和5年度）実績】							
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量		168.37 t			
		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
(今後実施する予定の取組等) 令和元年度から導入した電子マニフェストでの運用が始まり、自由に活用できるようになったデータを有効利用したい。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

ひだか病院感染性廃棄物管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、ひだか病院から排出される医療廃棄物のうち感染性廃棄物（別表に掲げる廃棄物をいう。以下同じ）について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）及び医療廃棄物処理ガイドラインに基づき、適正に処理するために必要な具体手順及び管理に関する事項等を定めることにより、感染性廃棄物による感染の予防と病院内外の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2章 感染性廃棄物の管理

(感染性廃棄物の管理)

第2条

- 1 感染性廃棄物の適正な処理については総括的な管理と指導を行う委員会を設置する。
- 2 感染性廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という）1人を置くものとする。
- 3 管理責任者は、医師である職員とする。

(管理委員会の職務)

第3条 上記委員会は関係職員を指導し、感染性廃棄物の適正な処理に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 「感染性廃棄物管理規程」、「感染性廃棄物処理計画書」及び「感染性廃棄物処理実施細目」（以下「管理規程等」という。）の制定及び改廃
- (2) 感染性廃棄物の発生及び処理の状況の把握
- (3) 管理規程等の関係職員へ周知及び指導による管理規程等の適切な実施
- (4) その他感染性廃棄物の適切な処理に関する必要事項

第3章 感染性廃棄物処理計画書

第4条 感染性廃棄物の処理に関する全体計画についての基本事項となる「感染性廃棄物処理計画書」を別に策定するものとする。

第4章 感染性廃棄物処理の基準

(処理方法)

第5条 感染性廃棄物の処理の基準は次のとおりとする。

- (1) 分別

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出しなければならない。ただし、感染性廃棄物と他の廃棄物の混合したものを全て感染性廃棄物として取り扱う場合は、この限りではない。

- (2) 収集・運搬

感染性廃棄物の病院内における収集・運搬は、運搬途中で内容物が飛散・流出

するおそれのないよう所定の容器で行い、使用した容器は定期的に消毒しなければならない。

(3) 梱包

感染性廃棄物の梱包に用いる容器又は材料は、感染性廃棄物の性状に応じた適切なものでなければならない。

(4) 表示

感染性廃棄物を梱包した容器及びこれを収納する容器には、感染性廃棄物である旨を表示しなければならない。

(5) ① 感染性廃棄物は所定の場所に保管し、極力短期間の保管に努めなければならぬ。

② 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外の者が立ち入ることができないよう配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。

③ 感染性廃棄物の保管場所には関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取り扱いの注意事項を記載しなければならない。

(6) 処理と委託

感染性廃棄物を施設内で中間処理できない本院では、許可業者（収集・運搬業者・中間処理業者等）に委託して処理する。

第5章 緊急時の措置

(緊急時の措置)

第7条 感染性廃棄物による感染事故が発生した場合又そのおそれのある場合は、感染事故が発生（発生のおそれがある場合を含む。以下同じ。）した部署の関係職員（処理業者等において発生した場合は、当該処理業者等。以下、関係職員及び処理業者等を合わせて「関係職員等」という。）は直ちに管理責任者に連絡しなければならない。

2 管理責任者は、関係職員等からの連絡を受けたときは速やかに適切な措置を講ずるとともに院長（感染事故の程度により必要な場合は御坊保健所及び御坊市環境衛生課）に感染事故の状況を連絡し、指示しなければならない。

3 管理責任者は、緊急時の連絡体制及び連絡先の責任者の氏名、連絡方法等について関係者に周知しなければならない。

第6章 その他

第8条 在宅療養等において、注射器等使用済み後は病院の感染性廃棄物と同様の処理を必要とする器材を患者に交付した場合は、原則として使用済み後の当該器材を患者から回収のうえ、病院の感染性廃棄物として適正に処理しなければならない。

なお、患者から回収できない場合においても、患者が適切に処分できるように指導に努めるものとする。

附則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

感染性廃棄物処理計画書

1. 感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

管理項目	処理の概要	
感染性廃棄物の発生状況	発 生 場 所	廃棄物の種類
	外 来 (各 診 療 科)	注射器 (30本) ガーゼ (約30枚) 包帯 (約1本)
	各 病 棟	注射器 (40本) ガーゼ (150枚) 包帯 (約5本)
	検 查 室	ガラス器具 (約500g) 培地 (無)
	放 射 線 科	注射器 (5本) ガーゼ (10枚)
	手 術 室 (開腹一件当たり)	注射器 (約3本) 輸血器具 (約1セット) ガーゼ (約10枚)
	計	注射器 (78本) 輸血器具 (1セット) ガーゼ (200枚) 包帯 (6本) ガラス器具 (500g) 培地 (無) 透析器具 (約20セット)
分別	液状又は泥状物 (血液・組織・器官等) 固形状物 (血液付着ガーゼ・血液付着注射筒等) 鋭利な物 (注射針・メス・ガラス片等)	
施設内運搬方法	各外来・各病棟・各科手押し運搬車にて保管場所へ持ち込み (運搬経路は別図参照)	
梱包	プラスチック容器 (液状又は泥状物) プラスチック容器 (鋭利な物) 半透明ビニール袋入り重段ボルト箱 (固形状物)	
表示	液状又は泥状物 (バイオハザードマーク 赤) 固形状物 (バイオハザードマーク 橙) 鋭利な物 (バイオハザードマーク 黄)	
保管場所	病院施設内感染性廃棄物置き場 (診療管理棟・精神科棟間東側) (保管場所は別図参照)	
院内の清掃	業者名 関西プロジェクト(株)	

委 託 処 理 等	収集・運搬	業者名 (有)サンライト	許可番号 03050029895 発生地 和歌山県御坊市薗 116-2番地 運搬地 和歌山県和歌山市湊青岸坪 1352・1354-1
	中間処理	業者名 (株)産九	許可番号 07270114588 処分地 和歌山県和歌山市湊青岸坪 1352・1354-1 処分方法 焼却
	最終処分	業者名 大阪湾臨海環境整備センター	許可番号を必要としない事業場 処分地 大阪市此花区北港緑地地先 処理方法 埋立

保管方法に関する事項

1 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

区分	密閉容器	密閉容器	ダンボール箱
材質	プラスチック	プラスチック	ダンボール
容量(リッ)	50	20	50
外観色	グレイ	白	白

2 保管場所

[別 紙]

収集・運搬に関する事項

令和6年度搬出予定

感染性

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	20	20	20	19	20	20	20	19	21	21	21	20	241回
搬出量	66	66	66	66	66	66	66	66	69	69	69	67	802 kℓ

5 廃棄物処理委託契約書(写し)

[別 紙]

6 許可書(写し)

- ①収集・運搬
- ②中間処理又は最終処分

[別 紙]

感染性廃棄物処理実施細目

分別	感染性廃棄物は、発生時点において他の廃棄物と分別して排出する。		
	分別の基準	感染性廃棄物 锐利なもの 固形状のもの 液状又は泥状のもの	
梱包	感染性廃棄物の梱包は次の基準により行う		
梱包の基準	锐利なもの		プラスチック容器
	固形状のもの		ビニール袋入り段ボール箱
	液状又は泥状のもの		プラスチック容器
表示	感染性廃棄物の保管を梱包した容器又はこれを収納する容器には、性状に応じて次のように色分けしたバイオハザードマークを表示する。		
識別の基準		锐利なもの	黄色
		固形状のもの	橙色
		液状又は泥状のもの	赤色
※全部または一部を混合したものは黄色とする			
施設内収集・運搬	1、感染性廃棄物の病院内における収集 施設内における収集・運搬 感染性廃棄物の収集運搬は、移動の途中で悪臭が漏れる、又は内容 物が飛散・流出するおそれないように容器を密閉して行うこと。		
保管	(1) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管すること。 (2) 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間とすること。 (3) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入らぬよう施錠 すること。 (4) 保管場所には感染性廃棄物の存在を表示するとともに取扱いの 注意事項を記載すること。 (5) 保管場所は、ねずみ、蚊、ハエ及びその他の害虫が発生しないよう必要な処置を講じる事。		
施設内処理	無し		

2、緊急時の連絡体制に関する事項

(感染性廃棄物による事故の発生又はおそれがある場合)

※夜間の場合は緊急時連絡体制表沿って連絡する。

院長	尾崎 文教 内線 7300 PHS 4832
----	------------------------------

御坊保健所	TEL 22-3481
-------	-------------

事務長	松根 博司 内線 7302 PHS 4761
-----	------------------------------

御坊市環境衛生課	TEL 23-5506
----------	-------------

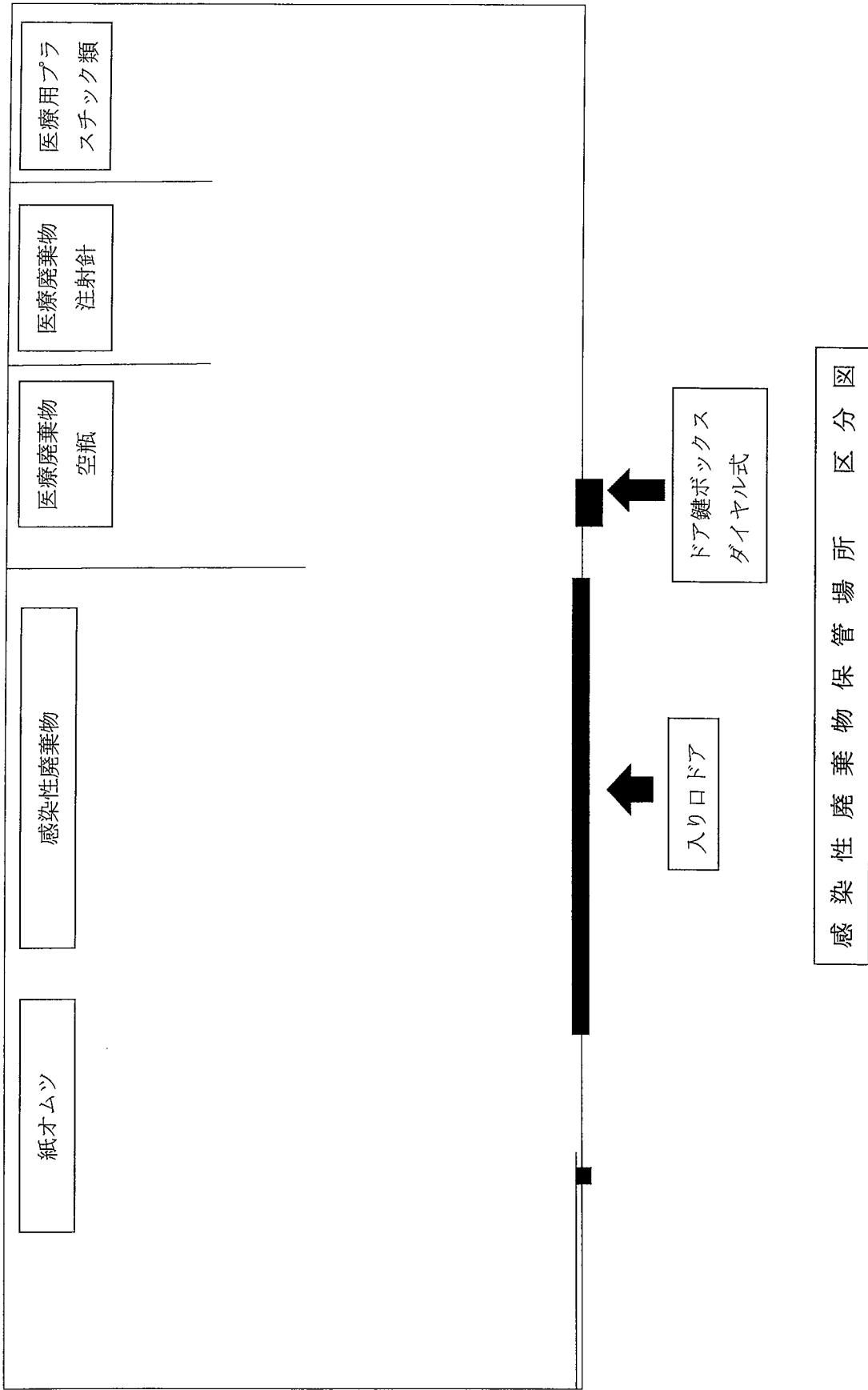
感染性廃棄物 管理責任者 (院長)	尾崎 文教 内線 7300 PHS 4832
-------------------------	------------------------------

事務担当者 未吉克幸	事務局 次長	西 浩司 内線 7315 PHS 4897
	施設管理課 課長	末吉 克幸 内線 7207 PHS 4728
	施設管理課 係長	芝崎 博和 内線 7206

院内清掃業者 (株) 関西プロジェクト TEL 0738-22-2477 診療管理棟係 PHS 4796 病棟係 PHS 4790 4791

収集運搬・中間処理業者 (有) サンライト TEL 073-422-2418 (株) 産九 TEL 073-474-3739

最終処分業者 大阪湾広域臨海 環境整備センター TEL 073-455-8103 TEL 06-6204-1721

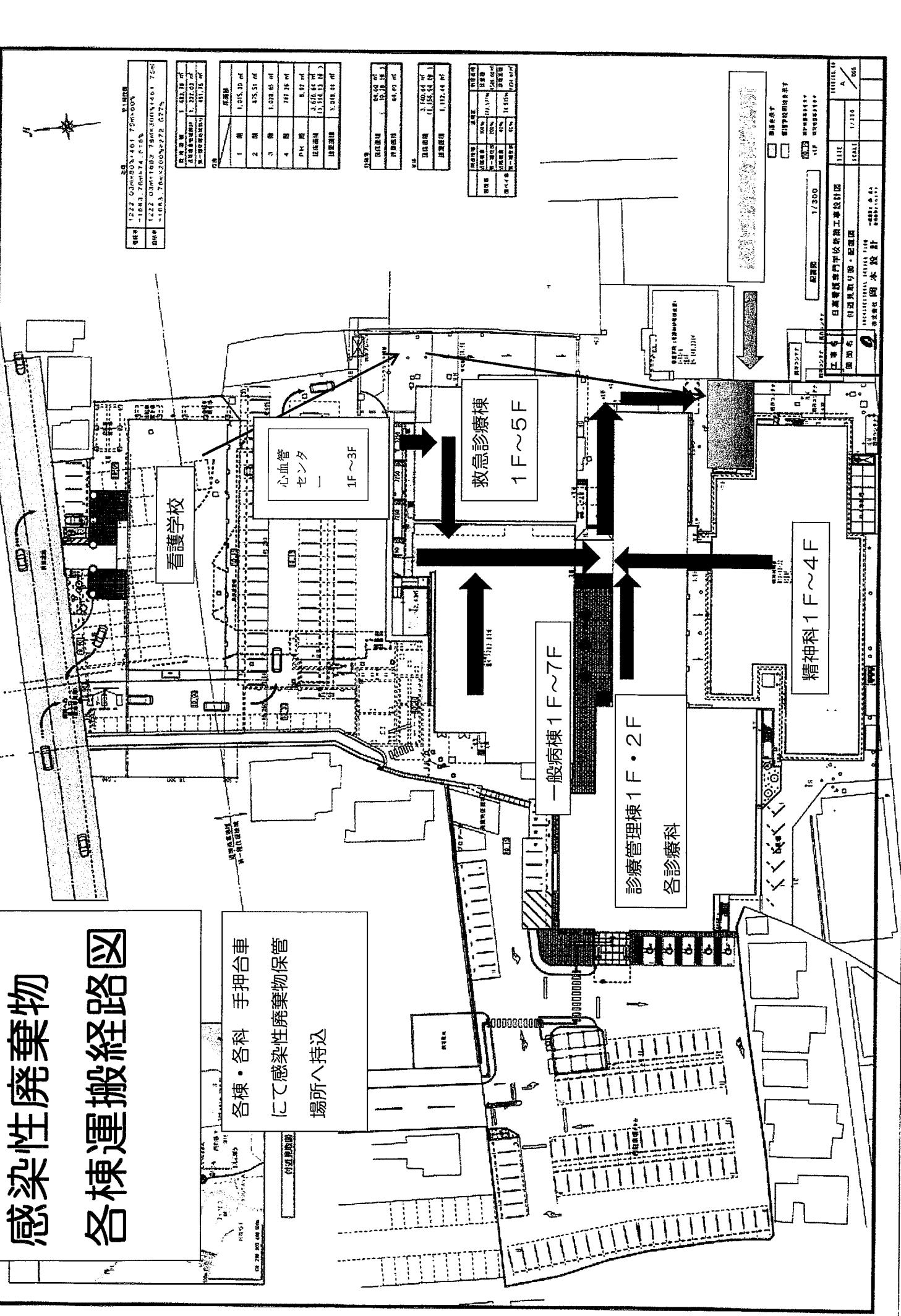


感染性废弃物 各棟運搬経路図

各棟運搬経路図

各棟・各科 手押台車
にて感染性废弃物保管
場所へ持込

各棟・各科 手押台車
にて感染性废弃物保管
場所へ持込



産業廃棄物処理委託業務契約書（処分）

株式会社 産 九



産業廃棄物処分委託契約書



御坊市外五ヶ町
病院経営事務組合

排出事業者 : _____ (以下「甲」という。) と、

処分業者 : _____ 株式会社 産九 (以下「乙」という。) は、

甲の事業場 : _____ から排出される産業廃棄物の
処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市 : 和歌山市

許可の有効期限 : 許可証記載のとおり

事業区分 : 許可証記載のとおり

産業廃棄物の種類 : 許可証記載のとおり

許可の条件 : 許可証記載のとおり

許可番号 : 07220114588

[特管]

許可都道府県・政令市 : 和歌山市

許可の有効期限 : 許可証記載のとおり

事業区分 : 許可証記載のとおり

産業廃棄物の種類 : 許可証記載のとおり

許可の条件 : 許可証記載のとおり

許可番号 : 07270114588

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

(消費税別) 【処分料金は、収集・運搬価格に含む。】

種類	感染性廃棄物 P20 11860kg	感染性廃棄物 P50 10850kg	感染性廃棄物 P50 94315kg	廃プラスチック60kg 285kg
数量	500kg	700kg	396kg	442kg
単価				

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : 株式会社 産九 青岸処理センター
所在地 : 和歌山市湊字青岸坪 1352 番地・1354 番地 1
処分の方法 : 中間処理(焼却処理)
施設の処理能力 : 24 t/日

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

事業場の名称 : 大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖処分場
所在地 : 大阪府大阪市此花区北港緑地地先
処分の方法 : 海面埋立処分(燃え殻:最終処分)
施設の処理能力 : 埋立面積 950,000 m² 埋立容量 14,000,000 m³
許可番号 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3
第6項により産業廃棄物処分業の許可を要しないものに該当

6. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名 : 有限会社 サンライト 代表取締役 可兒 秀昭
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所 : 和歌山県和歌山市湊 3190

第

〔産廃〕

許可都道府県・政令市 : 和歌山県 許可都道府県・政令市 : 和歌山県
許可の有効期限:許可証記載のとおり 許可の有効期限:許可証記載のとおり
事業の範囲:許可証記載のとおり 事業の範囲:許可証記載のとおり
許可の条件:許可証記載のとおり 許可の条件:許可証記載のとおり
許可番号:03000029895 許可番号:03050029895

〔特管〕

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マ

第

節

答

- 一
二
三
4
般業
- 一
二
三
4
5
6
7
8
9
5

乙
の
作

マ
- 一ク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
 3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
 4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
 5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：該当なし _____
提示する時期又は回数：該当なし _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの年間とする。

この契約の成立を証するために本契約書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲はその原本を、乙は、その複写（コピー）を保有する。

令和6年3月25日

甲 和歌山県御坊市蘭116番地2
御坊市外五ヶ町
病院経営事務組合
管理者三浦源吾

乙 和歌山県和歌山市鳴神761番地の1
株式会社 産九
代表取締役 山本 敦弘



産業廃棄物の処理代金請求及び支払い方法に関する覚書

排出事業者	御坊市外五ヶ町 病院経営事務組合	: (以下「甲」という。)と、
処分業者	株式会社 産九	: (以下「乙」という。)と、
収集運搬業者	有限会社 サンライト	: (以下「丙」という。)と、
窓口業者	有限会社 サンライト	: (以下「丁」という。)は

甲の事業所から排出される産業廃棄物の処理委託に関して、甲乙、甲丙、の各業者間で締結した次の契約書に定める代金の請求、支払い方法について、下記の通り各当事者が合意したことを本覚書に取り交わすものとする。

1. 甲乙間の令和 6 年 3 月 25 日付産業廃棄物処理委託契約書(処分用) (以下「原契約 1」という。)

2. 甲丙間の令和 6 年 3 月 25 日付産業廃棄物処理委託契約書(収集運搬用) (以下「原契約 2」という。)

第1条 代金の請求方法及び支払い方法

- (1) 丁は、甲、乙、丙の受託業務が円滑に行われるための窓口業務とする。
- (2) 丁は、原契約1に基づく業務を完了した時点で、原契約1、原契約2の各契約書第2条第2項に基づく代金を一括して甲に請求し、これを甲は丁に支払うものとする。
- (3) 前項の甲から丁に対する代金の支払いと同時に、甲乙丙間の代金の支払いがなされたものとみなし、甲の乙、丙に対する債務は消滅するものとする。

第2条 機密保持

甲、乙、丙及び丁はこの覚書に関して業務上知り得たいずれかの情報を第三者に洩らしてはならない。

第3条 本覚書の解除

甲、乙、丙及び丁のいづれかが各条項のいづれかに違反したときは、この覚書を解除することができる。

第4条 協議

甲、乙、丙及び丁は、本覚書に基づく代金の請求、支払に関する疑義が生じた時は、丁に申し出るものとし、丁以外に対して一切の申し出及び請求をしないものとする。

本覚書の成立を証するために本書1通を作成し、それぞれ記名押印の上、甲は原本を、乙、丙は、その写し(コピー)各1通を保有する。

令和 6 年 3 月 25 日

和歌山県御坊市蘭116番地2

甲

御坊市外五ヶ町
病院経営事務組合

管理者 三浦源吾



乙

和歌山県和歌山市鳴神761番地の1
株式会社 産九
代表取締役 山本 敦弘



丙(丁)

和歌山県和歌山市湊3190番地
有限会社 サンライト
代表取締役 可児 秀昭



許可番号 第 07220114688 号

別紙

令和元年11月30日

産業廃棄物処理業者登録証

住所 和歌山県和歌山市御所761番地の1
氏名 株式会社アチャ九
(法人にあつては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 山本 敦弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた旨を証する。

和歌山県尾花正彦

許可の年月日 令和元年11月30日

許可の有効年月日 令和6年11月29日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の処理

- ① 汚泥 ② 食油 ③ 廉価 ④ 無アラカルト ⑤ 無プラスチック類
- ⑥ 紙くず ⑦ 木くず ⑧ 動植物由来 ⑨ 動植物由来不要物
- ⑩ コムくず ⑪ 金属くず ⑫ 廃燃器くず ⑬ 動物のふん便
- ⑭ 動物の死体

以上 15 項

※注 「処理する品目」欄の数字は「1. 事業の範囲 産業廃棄物の種類」に記載の品目の番号

を指します。

2. 事業の用に供するすべての施設

① 焼却施設(焼却ブランチ)

施設設置場所 和歌山市深井岸町1352番地 1354番地 1

處理能力 2.4t/日 (1t/時)

処理する品目 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

設置許可 有り(第710015号 平成19年5月10日)

- 2. 事業の用に供するすべての施設
- 別紙のとおり

- 3. 許可の条件
- 焼却処理ごみでは、本市と締結している燃費保全協定を遵守すること。

- 4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成16年11月30日 当初許可
- 平成20年3月7日 更新許可
- 平成21年11月30日 更新許可
- 平成26年11月30日 更新許可
- 令和元年11月30日 更新許可

- 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

特許山管理産業施設等の事業許可証

住所：新潟県柏崎市中野町761番地(2)

氏名：林正一
(法人代表者の氏名)

林正一
(法人代表者の氏名)

規制物の処理又は輸出に要する法規第14条の4第1項の旨を受けることを認める。

申請者 姓尾 七正

許可の年月日 平成15年3月7日

許可の有効年月日 令和10年3月6日

1. 事業の範囲

- 生産性評定の施設
(1) 脱糞生産性評定物
以上1種類

2. 事業の区分

- 中期処理、終期処理
(1) 脱糞生産性評定物
以上1種類

3. 許可の条件

規制物の運送においては、本市と締結している規制保全協定を遵守すること。

- ① その他の事業施設の登録登記
施設登録番号：柏崎市中野町1354番地、1354番地
処理能力：25t/h (3.1t/h)
設置許可：(第)10015号 平成19年3月10日

4. 著重の更新及び登記

- 平成20年3月7日 当初許可
平成25年3月7日 更新許可
平成30年3月7日 更新許可
令和5年3月7日 初期許可
期間延長の届出による許可の更新の旨

産業廃棄物処理委託契約書（収集運搬）



有限会社 サンライト



産業廃棄物収集・運搬委託契約書

排出事業者 : 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合 (以下「甲」という。)

収集運搬業者 : 有限会社 サンライト (以下「乙」という。) は、

甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

和歌山県	[産廃]	[特管]
許可都道府県・政令市 : 和歌山県		和歌山県
許可の有効期限 : 許可証のとおり		許可証のとおり
事業範囲 : 許可証のとおり		許可証のとおり
許可の条件 : なし		なし
許可番号 : 第03000029895号		第03050029895号

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。(消費税別)

種類	感染性廃棄物 ポリ容器 20ℓ	感染性廃棄物 ポリ容器 50ℓ	感染性廃棄物 段ボール容器 50ℓ	廃プラスチック類 60ℓ
数量	11860ℓ /年	10850ℓ /年	943150ℓ /年	38580ℓ /年
単価	円/1箱	円/1箱	円/1箱	円/袋

* 上記の契約単価は処分費用も含まれる為、乙の収集・運搬単価は契約単価より処分単価を差し引いた金額とする。

3. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：株式会社 産九 代表取締役 山本 敦弘

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所：和歌山県和歌山市鳴神 761 番地の 1

許可都道府県・政令市：和歌山市

事業の区分：中間処分（焼却処理）

事業場の名称：株式会社 産九

所在地：和歌山県和歌山市湊青岸坪 1352 番地・1354 番地の 1

〔産廃〕

〔特管〕

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類

感染性産業廃棄物

許可の有効期限：許可証のとおり

許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可証のとおり

許可番号：第 07220114588 号

第 07270114588 号

4. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : _____
提示する時期又は回数 : _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日までの
1年間とする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲はその原本を乙
は、その写し（複写機によるコピー）を保有する。

令和6年3月25日

甲 和歌山県御坊市蘭116番地2

御坊市外五ヶ町
病院経営事務組合

管理者三浦源吾



乙 和歌山県和歌山市湊3190番地

有限会社 サンライト

代表取締役 可児 秀昭



許可番号 第03050029895号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 和歌山県和歌山市湊3190番地

名 称 有限会社サンライト

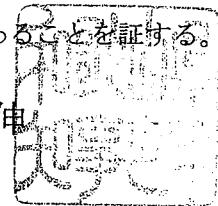
代表取締役 可児 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸

許可の年月日 令和2年6月28日

許可の有効年月日 令和7年6月27日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 感染性産業廃棄物
- 2) 汚泥（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみより有害なものに限る。）
- 4) 廃酸（水素イオン濃度指標2.0以下のものに限る。特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 5) 廃アルカリ（水素イオン濃度指標12.5以上のものに限る。特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年6月28日 新規許可
平成27年4月21日 変更許可

平成22年6月28日 更新許可
平成27年6月28日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第03000029895号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 和歌山県和歌山市湊3190番地

名 称 有限会社サンライト

代表取締役 可児 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

仁坂吉伸

許 可 の 年 月 日 令和 2年11月13日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年11月12日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|-----------|
| 1) 汚泥 | 8) 繊維くず |
| 2) 廃油 | 9) 動植物性残さ |
| 3) 廃酸 | 10) コムくず |
| 4) 廃アルカリ | 11) 金属くず |
| 5) 廃プラスチック類 | 12) ガラスくず |
| 6) 紙くず | 13) がれき類 |
| 7) 木くず | |

水銀使用製品産業廃棄物を含まない。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有はいじん等が含まれるもの
なし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
5) 12) 13)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年11月13日 新規許可 平成27年 9月 1日 変更許可
平成27年11月13日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

COPY
許可番号 第 07220114588 号

産業廃棄物処理分業許可証

住所 和歌山県和歌山市鳴神761番地の1

氏名 株式会社産九

(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 山本 敦弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山市長 尾花正吾



許可の年月日 令和 2 年 1 月 30 日

許可の有効年月日 令和 6 年 1 月 29 日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

- ① 汚泥 ② 廃油 ③ 廃ガス ④ 廃アルカリ ⑤ 廃プラスチック類
- ⑥ 紙くず ⑦ 木くず ⑧ 繊維くず ⑨ 動植物性残さ ⑩ 動物系固形不要物
- ⑪ ゴムくず ⑫ 金属くず ⑬ ガラス・陶磁器くず ⑭ 動物のふん尿
- ⑮ 動物の死体

以上 15 種類

(特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を除く。)

事業の区分 別紙のとおり

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
有限会社 サンライト 様に発行いたします。

2019年12月3日

株式会社 産九

発行者印

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

焼却処理については、本市と締結している環境保全協定を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年11月30日 当初許可

平成20年3月7日 変更許可

平成21年11月30日 更新許可

平成26年11月30日 更新許可

令和元年11月30日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有



COP1

別紙

令和元年11月30日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(焼却処理)

- ① 汚泥
- ② 麻油
- ③ 廃酸
- ④ 廃アルカリ
- ⑤ 廃プラスチック類
- ⑥ 紙くず
- ⑦ 木くず
- ⑧ 繊維くず
- ⑨ 動植物性残さ
- ⑩ 動物系固形不要物
- ⑪ ゴムくず
- ⑫ 金属くず
- ⑬ ガラス・陶磁器くず
- ⑭ 動物のふん尿
- ⑮ 動物の死体

以上 15 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

① 焼却施設(㈱プランテック)

施設設置場所 和歌山市湊字青岸坪1352番地・1354番地1

処理能力 24 t/日 (1 t/時)

処理する品目※注 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮

設置許可 有り (第710015号) 平成19年5月10日

※注) 「処理する品目」欄の数字は「1. 事業の範囲 産業廃棄物の種類」に記載の品目の番号を指します。

許可番号 第 07270114588 号

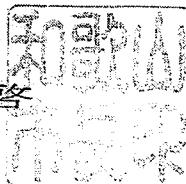
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 和歌山県和歌山市鳴神761番地の1

氏 名 株式会社産九
(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 山本 敦弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山市長 尾花正啓



許可の年月日 令和5年3月7日

許可の有効年月日 令和10年3月6日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類

- ① 感染性産業廃棄物
以上 1 種類

事業の区分

- 中間処理（焼却処理）
① 感染性産業廃棄物
以上 1 種類

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
有限会社サシライ様に発行いたします。

令和6年2月22日

株式会社 産九

発行者印

2. 事業の用に供するすべての施設

- ① その他の産業廃棄物の焼却施設

施設設置場所 和歌山市湊字青岸坪1352番地・1354番地1

処理能力 24t/日 (1t/時)

設置許可 有り (第710015号) 平成19年5月10日

3. 許可の条件

焼却処理については、本市と締結している環境保全協定を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年3月7日 初期許可
平成25年3月7日 更新許可
平成30年3月7日 更新許可
令和5年3月7日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無